

33—00.1 P U D T

対象となる審判事件及び選定期期

1. 対象となる審判事件

口頭審理の活用は、特に以下の事件種別について有効と考えられる。

- ① 無効審判（特許、実用新案、意匠、商標）
- ② 取消審判（商標）
- ③ 商標登録異議申立て（商標）
- ④ 判定（特許、実用新案、意匠、商標）

無効審判事件については、迅速な争点整理及び適確な審理の遂行のため、また、当事者間の信頼性及び納得感を高めるため、以下に該当する事件を除き、原則全件口頭審理を行う（→51—09の2.）。

- (1) 審判請求又は審判請求に係る手続（審判請求書）を却下すべきとき

例：同一特許権について別件無効審判で無効が確定したため、本件無効審判請求が却下される時、等

- (2) 当事者が争わないことが明らかなき時

例：答弁書や弁駁書が不提出のとき、訂正請求により無効審判の対象となった請求項の全てが削除されたとき、当事者が争わないことを主張しているとき、等

- (3) 当事者（及び参加人）の全てが書面審理を申し立てているとき

- (4) その他、口頭審理を行う必要がないとの判断がされたとき

2. 選定期期

口頭審理の時期は以下のように選定することが望ましい。

- (1) 当事者系審判事件

ア 被請求人から答弁書が提出された段階（請求書に対して応答がなかったときを含む。訂正請求がされたときは必要に応じて弁駁後）

イ 答弁書提出前、答弁書（訂正請求書）提出直後など、審理の早い段階

以下のときには、当事者の説明を中心とした口頭審理を、審理の早い段階で行うことが考えられる。

(ア) 本件の技術内容が複雑高度であり、内容理解に時間がかかるとき

(イ) 主張の前提となる背景技術・理論などが複雑で分かりにくいとき

(ウ) 当事者の主張が不明瞭であったり、相互に矛盾するとき

(エ) 提出された証拠が多く、その内容の整理・理解に時間がかかるとき

(オ) 提出された証拠の立証趣旨が明瞭でないとき

(2) 商標登録異議申立て

ア 本案審理に着手するとき

イ 取消理由通知書に対して権利者から意見書が提出されたとき

(改訂 H27.2)